

令和 7 年度えひめ夏旅なんよキャンペーン南予観光タクシー利用促進事業
助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南予広域観光プロモーション協議会（以下「当協議会という。」）が愛媛県南予地域のタクシー事業者等に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、南予の観光施設等を周遊する観光客の利便性の向上を図るとともに、観光振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、南予（宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）に事務所を置くタクシー事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 報ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者をいう。）とする。

(助成対象経費及び助成額)

第 3 条 助成対象経費及び助成額は次のとおりとする。

- (1) 助成対象経費 観光のためのタクシー運行費（3 時間以上の貸切運行に限る）
- (2) 助成額 1 時間あたり 2,000 円（1 日につき 10,000 円を上限とする）

(助成要件)

第 4 条 前条に規定する助成対象経費の助成要件は、令和 7 年 6 月 28 日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間に運行される観光タクシー又は時間貸しタクシー事業であって、次の各号を満たしていること。

- (1) 南予を起点又は終点とし、南予の観光地、物販施設又は飲食施設（以下「観光地等」という。）を 1 か所以上含む周遊観光で、タクシー利用希望者からの事前予約により、南予の観光地等を時間制運賃で周遊するもの。
- (2) 事業所又はタクシー車内において、当協議会が行う「えひめ夏旅なんよキャンペーン」のチラシの配布・設置を行うなどキャンペーン及び南予地域の PR を行うこと。
- (3) 「学校行事として実施する旅行」、「国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行」又は「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」ではないこと。

(事業者の指定)

第 6 条 この助成事業の指定事業者になろうとする者（以下「指定申込者」という。）は、令和 7 年 6 月 10 日までに南予観光タクシー利用促進事業指定申込書（様式第 1 号）を当協議会あてに持参又は郵送により提出しなければならない。

2 前項の規定による提出があったときは、当協議会においてその内容を審査し、適当と認めるときは指定事業者として指定し、えひめ夏旅なんよキャンペーン南予観光タクシー利用促進事業事業者指定完了通知書（様式第 2 号）により指定申込者に通知するものとする。

(申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする指定申込者は(以下、「申請者」という)は、令和7年9月30日までに下記の書類を当協議会あてに持参又は郵送により提出するものとする。

【提出書類】

(1) えひめ夏旅なんよキャンペーン南予観光タクシー利用促進事業助成金交付申請書(様式第3号)

(2) 実績報告書(様式第4号)

(3) 乗車実績がわかるもの(運行記録 等)

(4) 観光タクシー等割引利用申請書(原本) ※利用者から提出のあったもの

(5) その他、当協議会が必要と認めるもの

2 なお、期限までに提出がない場合は、助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

(助成の交付決定及び額の確定)

第8条 当協議会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、助成金交付決定通知及び額の確定通知書(様式第5号)により、申請者に対し通知する。

(助成金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、助成金請求書(様式第6号)を提出しなければならない。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めるものとする。また、当該事実が判明した時点から2年間は助成事業の申請を受け付けないものとする。

(検査等)

第11条 当協議会は、申請者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、又は調査ができるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、当協議会が別に定めるものとする。

附則 この要綱は令和7年5月 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 様

所在地
名 称
代表者氏名



令和 7 年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業
事業者指定申込書

令和 7 年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業助成金交付交付要綱第 6 条の規定に基づき、観光タクシー利用促進事業を実施したいので、下記項目を誓約の上、事業者としての指定を申し込みます。

※確認の上、□を入れてください。

- ☐ 観光タクシー等利用者の個人情報適切に管理します。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。） 第 2 条第 2 号に規定する暴力団等ではありません。
- ☐ 事業所又はタクシー車内においてキャンペーンチラシの配布・設置を行うなどキャンペーンや南予地域の観光 P R を行います。
- ☐ 助成事業が終了したら、定められた期間内に実施報告書を提出します。
- ☐ 申請内容の確認等のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
- ☐ 本助成事業が定める目的外の使用が認められた場合は、助成金の返還に応じます。

事務担当者

会社名 等	
役職 氏名	
メールアドレス	
電話番号	
FAX 番号	

様式第2号（第6条関係）

7旅南予第 号
令和 年 月 日

様

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 ⑩

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業
事業者指定完了通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金の申込については、令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業助成金交付要綱第6条の規定により、事業者の指定を完了したので通知します。

様式第3号（第7条関係）

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業
助成金交付申請書

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 様

所在地
名 称
代表者氏名



令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 実績報告書（様式第4号）
- (2) 乗車実績がわかるもの（運行記録 等）
- (3) 観光タクシー等割引利用申請書（原本） ※利用者から提出のあったもの
- (4) その他、当協議会が必要と認めるもの

様式第4号（第7条関係）

令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業
実績報告書

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 様

所在地
名 称
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け7旅南予第 号で交付決定通知のあった助成事業の実績について、次のとおり令和7年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進助成金交付要綱第7条の規定により報告します。

1 実施期間	令和7年 月 日から 令和7年 月 日まで	
2 運行台数		
3 利用者数		
4 観光タクシー料金	3時間コース	円
	4時間コース	円
	5時間コース	円
5 利用者から徴収した額	3時間コース	円
	4時間コース	円
	5時間コース	円
6 助成申請額（4－5）	3時間コース	円
	4時間コース	円
	5時間コース	円
	合計	円

様

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 ⑨

令和 7 年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業
助成金交付（不交付）決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金については、次のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定を行いましたので、令和 7 年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業助成金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

1	交付申請額	金	円
2	交付決定額	金	円
3	額の確定額	金	円

令和 年 月 日

南予広域観光プロモーション協議会
会長 中村 時広 様

所 在 地
名 称

令和 7 年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業
助成金請求書

令和 年 月 日付け 7 旅南予第 号で交付確定通知のあった助成金について、令和 7 年度「えひめ夏旅なんよキャンペーン」南予観光タクシー利用促進事業助成金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

※振込先がわかる資料を添付すること